

(各教育事務所長経由)

3 教健第761号

令和4年2月18日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について (依頼)

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり県内全域で実施している「まん延防止等重点措置」が令和4年3月6日(日)まで延長されることが示されました。

つきましては、令和4年1月28日付け3教健第707号通知の対応を同日まで継続することとし、各県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたのでお知らせします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

(事務担当 義務教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7774)
(高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)



3 教健第761号

令和4年2月18日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり県内全域で実施している「まん延防止等重点措置」が令和4年3月6日（日）まで延長されることが示されました。

ついては、令和4年1月28日付け3教健第707号通知の対応を同日まで継続することとします。

依然として県内の感染状況は厳しい状態であることを踏まえ、学校における感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で厳しい感染状況が続いています。このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置		
区 域	県全域【重点措置を講ずる区域】	
期 間	福島市、会津若松市、郡山市、 いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村
	令和4年1月27日(木) ~3月6日(日)	令和4年1月30日(日) ~3月6日(日)
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項	

令和4年2月18日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

- 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。**
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)

①5時~21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時~20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない飲食店等への時短要請: 5時~20時まで(酒類提供は終日自粛)

- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 感染リスクの高い行動は控えてください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- 外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- 飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- 業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

- 基本的な感染防止対策を徹底してください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 3つの密を徹底的に避けてください。
- 「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としががないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

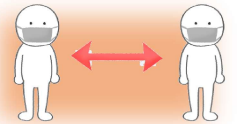
子どもの感染防止対策について

資料6

第6波は子どもへの感染や学校関係のクラスターの発生が顕著です。

【子どもへの感染が多い理由】

- 特に低年齢層は、徹底した感染防止対策が難しい
→マスク着用が難しい場合でも、人と人との距離を取る、こまめな換気をするなど複合的に対策をしてください



- 集団生活の機会が多く、密になりやすい
→感染リスクの高い学習活動(部活動含む)の延期・中止など、感染防止対策をお願いします



※子どもたちへの感染を防ぐためにも、私たち大人が、
「基本的な感染防止対策の徹底」「まん延防止等重点措置の順守」
に努めましょう。